

【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関するお知らせ】

○本給付金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給する事業です。

1 給付対象者

(1) 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
※生活保護世帯は非課税対象世帯に含みます（給付金は収入認定除外とします）。

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の収入が住民税非課税相当となった世帯

2 給付額

1世帯当たり 10万円

3 給付方法

(1) 住民税非課税世帯

給付対象の世帯には、準備が整い次第、支給内容や確認事項が書かれた「確認書」をお送りします。書類が届きましたら、内容をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

●令和3年1月1日以前から風間浦村に住民票がある場合

→2月中に対象世帯へ確認書を送付、3月末までに支給完了予定。

●令和3年1月2日以降に風間浦村へ転入された方

→令和3年度の住民税が非課税であることを、風間浦村から前住所地へ照会を行い、給付対象と確認後、確認書を送付。

(2) 家計急変世帯

確定申告書、源泉徴収票等のほか、収入について自己申告による申請をお願いする予定です。

手続きについては、まだ詳細が決定しておりません。詳細が決まり次第村のホームページ等でお知らせします。

●申請期間

→令和4年3月上旬から令和4年9月30日（金曜日）まで。

4 注意事項

以下の場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

(1)	住民票上の世帯員の中に、令和3年度住民税均等割の課税者が含まれている。 ※令和3年1月1日以降に、世帯内の課税者が死亡又は行方不明となり、住民税均等割非課税者のみの世帯となった方については、お問い合わせください。
(2)	世帯全員が風間浦村内外問わず別世帯の課税されている親族等の扶養を受けている。（世帯員の一部が扶養となっている場合は除く） ※令和3年1月1日から同年12月10日までの期間に離婚し、税法上、元配偶者の扶養を受けている扱いとなっているが、令和3年度住民税均等割非課税者のみの世帯となった方については、お問い合わせください。
(3)	令和3年12月10日時点で風間浦村に住民票がない。（虐待等による措置入所者やDV避難者等を除く）
(4)	世帯員に、風間浦村または他の自治体から、「住民税均等割非課税世帯向け」もしくは「家計急変世帯向け」の臨時給付金を受給している方が含まれる。